

# 地元の不動産業者による すまいの活用 相談会

参加費

無料

日時

令和4年6月5日(日)

AM10:00~(1組30分程度)

場所

アイプラザ半田 2階会議室

土地や建物の“賃貸”・“売買”についてのご相談をお受けします

## 相談の例

- ・ 相続した親の実家を処分したい
- ・ 空き家の管理が大変！どうにかしたい
- ・ 人に貸したいが借り手が見つからない
- ・ 売買はまだ先の話だけど、今のうちに準備をしておきたい
- ・ 活用できる建物や土地を探している
- ・ わからないことがありすぎて何を聞けばいいのかわからない

こんな悩みのある方は  
ぜひご相談ください！

主催 半田市建設部建築課  
協力 愛知県宅地建物取引業協会

**注** ご相談には事前予約が必要です

裏面をご覧ください。

# 予約方法

電話か E メールでお申し込みください

予約受付締切

**5/20(金)**

先着順(定員あり)  
**ご予約はお早めに!**

**予約受付**

**0569-84-0670**

(平日 8:30~17:15)

E-mail : [kenchiku@city.handa.lg.jp](mailto:kenchiku@city.handa.lg.jp)

(氏名・連絡先・相談内容をメール本文に入力のうえ、お申込みください)

ご提供いただきました個人情報は、空家等対策以外の目的で利用することはありません。

## 場所

アイプラザ半田 2 階会議室  
半田市東洋町 1 丁目 8 番地



## 関連補助制度等のご案内

空き家の譲渡所得

**3,000万円**特別控除

### 概要

- ・空き家を相続してから3年を経過する日の属する年の12月31日までに、リフォーム又は取壊しを行い、建物又は土地を売却した場合、譲渡所得から3,000万円を控除。

木造建築物取壊工事費

**20万円**補助

### 概要

- ・老朽化が著しく“不良住宅\*”に該当する空き家、又は市の無料耐震診断により耐震性が低いと診断された木造住宅の取壊工事費に対して、20万円を補助。

※住宅地区改良法第2条第4項に規定する木造住宅

⑨ その他条件がありますので、上記制度の対象となるかは、建築課へご確認ください

主催 半田市建設部建築課  
協力 愛知県宅地建物取引業協会

〒475-8666 愛知県半田市東洋町二丁目1番地  
TEL:0569-84-0670 FAX:0569-23-6061